

高岡市廃棄物減量等推進員及び高岡市美しいまちづくり推進員に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年高岡市条例第127号)第10条及び高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成17年高岡市条例第117号)第17条の規定に基づき、高岡市廃棄物減量等推進員及び高岡市美しいまちづくり推進員(以下「推進員」という。)に関し、必要な事項を定める。

(役割)

第2条 推進員は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例第17条の規定に基づき、廃棄物減量等推進員が美しいまちづくり推進員を兼ねることとし、地域の環境美化活動等の推進に関して、市と住民の間の連絡調整にあたりとともに、市の施策への協力その他活動を行うものとする。

2 推進員の役割は、条例で定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみの減量化及び資源化に関すること。
- (2) ごみの適正排出及び分別に関すること。
- (3) 生活環境の保全及び美化を損なう行為の実態把握に関すること。
- (4) 市民美化活動への参加に関すること。
- (5) 市の美化運動月間に伴う環境美化実践事業への参加に関すること。

(配置及び定員)

第3条 推進員は、各自治会に次の基準に基づき配置するものとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 100世帯未満 | 1人 |
| (2) 100世帯以上300世帯未満 | 2～3人 |
| (3) 300世帯以上 | 3～4人 |

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合は、推進員を増員することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動報告)

第5条 市長は、推進員に対し、必要に応じ活動状況の報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。